

受理年月日	令和6年8月13日	所管委員会	総務財政委員会
番 号	6 年 陳 情 第 7 号		
件 名	未認識の犯罪「集団ストーカー、テクノロジー犯罪」の周知、啓蒙と誤解による二次被害、三次被害の根絶について		
陳 情 者			
分割送付	福祉都市委員会（6年第8号）		
要 旨	組織的嫌がらせ行為集団ストーカー犯罪、電磁波等を悪用した電化製品と人への加害行為、これは完全否定できるものではなく日本全国に被害報告があります。5W1Hの分からないものは、全く調査しないというのは司法、行政の公務員として職務怠慢と言えますし、誤った指示を出す可能性や、措置入院、強制入院等、第三者チェック機関や担当官の教育不足による誤認識から行政執行が行われる危険性があります。 人権侵害、弱者救済の観点から各機関、各市区町村に間違いが起こらない徹底指導が必要です。 よって、以下の事項について陳情します。 1. 組織的嫌がらせ行為、ガスライティング手法、集団ストーカー犯罪、エレクトロニックハラスメントという犯罪を被害者を中心に聞き取り調査をし、有識者（被害者団体）から現状を把握し、警察、保健所、人権擁護委員会、精神病院、行政の精神医療審査委員会、それに係る司法機関、弁護士に情報調査報告を周知徹底すること。 2. 現在の科学技術の進歩により、行われる可能性のある新たな犯罪行為、または現在の犯罪との併用使用に対する予測準備機関が必要であるため、まず海外の規制の変化調査、犯罪、訴訟履歴を参考に国内の電波に係る規制の見直し、実際の電磁波過敏症、電磁波攻撃を受けている人から被害報告を聞き取り、調整し、関連行政、企業、国家機関への調査報告、改正が必要なものには法改正を要求すること。		

陳 情 書

福岡市議会 議長

殿

未認識の犯罪『集団ストーカー・テクノロジー犯罪』の周知啓蒙と 誤解による 2 次被害 3 次被害の根絶。

【陳情の趣旨】

組織的嫌がらせ行為集団ストーカー犯罪、電磁波等を悪用した電化製品と人への加害行為、これは完全否定出来るものではなく日本全国に被害報告があります。5W1H の分からないものは、全く調査しないというのは司法、行政の公務員として職務怠慢と言えますし、誤った指示を出す可能性。

措置入院、強制入院等、第三者チェック機関や担当官の教育不足による誤認識から行政執行が行われる危険性があります。

人権侵害、弱者救済の観点から各機関、各市区町村に間違いが起こらない徹底指導が必要である。

【陳情内容】

- ① 組織的嫌がらせ行為、ガスライティング手法、集団ストーカー犯罪エレクトロニックハラスメントという犯罪を、被害者を中心に聞き取り調査をし、有識者（被害者団体）から現状を把握し、警察、保健所、人権擁護委員会、精神病院、行政の精神医療審査委員会、それに係る司法機関、弁護士に情報調査報告を周知徹底する。
- ② 現在の科学技術の進歩により、行われる可能性のある新たな犯罪行為、又は現在の犯罪との併用使用に対する予測準備機関が必要です。まず海外の規制の変化調査、犯罪、訴訟履歴を参考に国内の電波に係る規制の見直し、実際の電磁波過敏症、電磁波攻撃を受けている人から被害報告を聞き取り、調整し関連行政、企業、国家機関への調査報告、改正が必要なものには法改正を要求する。
- ③ 警察の 23 条通報に於ける、公務員の過失行為防止の為家族、親族、友人 6 名以上の事情聴取、そして保健所長をへて都道府県知事への報告の第三者チェック機能を入れる、そして精神科医の再教育、更に精神科医院内での、これまでの実態調査及び海外の精神医療に関するデーターとの比較、WHO 精神保健ケア法：基本 10 原則を何故取り入れないのか？調査し即時実行。

令和 6 年 8 月 9 日

住所 〒

氏名

